



For the next solutions

オンワード マネジメント

平素より格別のご厚情を賜り、深く感謝申し上げます。本年も皆様にご満足いただけるサービスを提供できるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

育児・介護休業法改正に伴う対応はお済でしょうか（令和7年4月1日・令和7年10月1日）

育児・介護休業法が令和7年4月1日から段階的に改正されます。子の看護休暇の見直し、所定外労働時間の制限拡大、育児のためのテレワーク導入の義務化など改正内容は多岐に渡ります。

【令和7年4月1日施行分主な改定項目】

- ・子の看護休暇の見直し(対象となる子の範囲が小学校3年生修了までに拡大)
- ・所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大(請求可能な労働者の範囲拡大)
- ・育児・介護のためのテレワーク導入(努力義務)
- ・介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
- ・介護離職防止のための雇用環境整備(義務)
- ・介護離職防止のための個別の周知・意向確認等(義務)

4月・10月の
2段階にわたる
改正となります

これらの改定に伴い就業規則(育児・介護休業規定)の改定や個別周知、意向確認などの準備が必要となります。詳細については厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)に記載されています。また、こちらのホームページに育児・介護休業等に関する規則の規定例も掲載されていますので参考にしてみてください。育児・介護休業法は法改正が多く改正の都度、就業規則のアップデートが必要です。直近の法改正に対応出来ているか自社の就業規則をチェックしてみましょう。

健康経営優良法人認定支援サービスについて

弊社ではリスクマネジメントサービスの一環として「健康経営優良法人認定支援サービス」を行っております。

認定を受けることで様々なメリットが期待できますし、会社に対するエンゲージメントも高まります。

また、認定加算要件の中に育児・介護と仕事の両立支援に関する項目もあるため、普段から配慮し、運用しておくことで上記のような法改正があってもスムーズな対応ができるかと思います。

今後認定取得を検討される場合、お気軽にご相談下さい。

※健康経営優良法人の認定を受けるメリット

- ・企業のイメージアップにつながり採用面でも有利になりやすい
- ・福利厚生が充実し離職率の低下が期待できる
- ・生産性の向上、社員のモチベーションアップにつながる etc...

●当社は健康経営優良法人2025(中小企業部門ネクストブライト1000)に認定されました●



2025
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
中小規模法人部門
ネクストブライト1000

HP・インスタ・Xでも情報発信中！フォローもお願いします

